



## 【高校、大学&中小企業・団体向け】 令和8年度ものづくりマイスター派遣事業 実施要領

青森県技能振興コーナー  
(青森県職業能力開発協会)

### 1 目的

ものづくりマイスターが、企業・業界団体、教育機関において若年技能者への実技指導等を行うことにより、効果的な技能継承及び後継者育成を図る。

### 2 派遣対象者

本県から、厚生労働省ものづくりマイスターに認定された方となります。当協会ホームページ『ものづくりマイスター制度』ページ内に掲載しております。なお、詳細情報は、『厚生労働省ものづくりマイスターデータベース』から検索可能です。

### 3 指導内容

技能向上を図るための実技指導又は実技にかかる知識の付与に関する指導

### 4 ものづくりマイスター派遣対象

- ア 工業高校、農業高校、大学等の専攻科(※ものづくりマイスターの指導職種に関する科)
- イ 中小企業・団体

### 5 受講対象者

工業高校、農業高校、大学等の学生、中小企業等の若年技能者(原則35歳未満)

### 6 派遣期間及び指導時間

原則として、令和8年6月1日(月)から令和9年2月14日(日)まで(土日・祝祭日を含む)  
1回当たりの指導時間は、1時間以上3時間までとします。

### 7 派遣上限回数等

予算の都合上、下記のとおり指導1回あたりの最低必要な受講者数及び派遣回数の上限及びを定めています。

- ア 指導1回あたりの受講者数は、原則3人以上を必要とします。
- イ 工業高校、農業高校、大学等への派遣は、1校あたり原則30回(各科の合計)までとします。  
なお、1人当たりの受講回数は10回を上限とします。
- ウ 中小企業・団体への派遣は、1社・1団体につき20回を上限とします。

### 8 費用負担

- ア ものづくりマイスターの謝金、旅費については、当コーナーが負担します。
- イ 実技指導に係る材料費については、1回につき1人当たり2,200円(消費税別)を上限として当協会が負担します。

### 9 その他

ものづくりマイスターの都合等により、派遣が出来ない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 10 当コーナー所定の様式による書類の提出

- 受講1ヶ月前:受講者名簿
- 受講後3日以内:アンケート回答書(担当者代表1名及び受講者全員)

### 11 申込み・問い合わせ先

青森県技能振興コーナー(青森県職業能力開発協会) 担当:成田  
〒030-0122 青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内  
TEL:017-738-5561 FAX:017-738-5551  
E-mail:[narita@a-noukaikyo.com](mailto:narita@a-noukaikyo.com)

※申込みについて、予算上限に達した場合は締め切りとなりますので、ご了承ください。